

I&Iプラン21

市川市 第二次基本計画
第一次実施計画

(2011～2013年度)

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、激しい揺れに加えて、太平洋岸を襲った大津波により、街並み、人々の生活、多数の尊い命を奪い去りました。そして、今なお、故郷を離れて不安な生活を送られている被災者の方も数多くおられます。

また、福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の拡散・汚染、電力の供給不足などの問題を招き、日本が初めて経験する深刻な状況となっています。

このマグニチュード 9.0 の巨大地震は、市川の地においても、液状化被害、計画停電や節電の問題など、市民生活や経済活動に大きな影響をもたらしました。

このようなこともあって、今の市民の皆様の最大の関心事は、安心な生活を送ることにあると考えております。本年 4 月に、「安心で 快適な 活力のあるまち」を目指すことを掲げ、平成 23 年（2011 年）から平成 32 年（2020 年）までの 10 年間を計画期間とする「第二次基本計画」を策定したところであります。この計画の着実な実行こそが、市民の皆様の願いに応じていくことになるものと確信しております。

そのために、「第二次基本計画」に沿った、耐震化の促進や省エネルギー対策などの今日的課題への対応、また、道路問題など本市が直面する様々な課題に重点的に取り組むため、平成 23 年（2011 年）から平成 25 年（2013 年）までの 3 年間を計画期間とする「第一次実施計画」を策定いたしました。

実施計画は、「第二次基本計画」の第一歩を踏み出すための重要な計画であることから、社会経済情勢や自治体を取り巻く環境の変化に的確に対応し、市民の皆様の視点に立った事業を確実に実施していく必要があります。

そのことから、「第一次実施計画」では、それぞれの事業に数値目標等を設定するとともに、その事業の成果を報告し、評価、検証を行いながら、継続的な改善につなげていくことといたしました。

また、事業の実施にあたっては、市民、学校、NPO、企業など、市川を支える多様な主体とのさらなる協働のもとで進めてまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご支援をお願いいたします。

平成 23 年 7 月

市川市長 大久保 博



目 次

はじめに

■第1編	第一次実施計画の策定にあたって	1
第1章	実施計画の位置づけ	1
第2章	実施計画策定の基本的な考え方	2
第3章	数値目標等	2
第4章	実施計画の前提	3
第5章	基本計画における施策の体系	4
第6章	実施計画事業索引	6
■第2編	分野別実施計画事業	11
第1章	真の豊かさを感じるまち	13
第1節	健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります	
1.	保健・医療	15
2.	子育て	19
3.	地域福祉	22
4.	障害者福祉	25
5.	高齢者福祉	29
6.	社会保障・住まい	31
7.	スポーツ	33
第2節	豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます	
1.	子どもの教育	34
第3節	生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります	
1.	生涯学習	41
第4節	誰もが安心して働くことができる環境をつくります	
1.	雇用・労働	43
2.	消費生活	45
第5節	人権を尊重し、世界平和に貢献します	
1.	人権・男女共同参画	46
2.	平和	48
第2章	彩り豊かな文化と芸術を育むまち	51
第1節	芸術・文化を身近に感じるまちをつくります	
1.	芸術・文化	53
第2節	文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします	
1.	文化的資産	55
第3節	暮らしの中で「まちの文化」を育みます	
1.	文化の創造	56
第3章	安全で快適な魅力あるまち	59
第1節	安全で安心して暮らせるまちをつくります	
1.	危機管理・消防	61
2.	治水	63
3.	防犯	66
4.	交通安全	67

第2節	快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます	
1.	ユニバーサルデザイン	72
2.	道路・交通	74
3.	下水道	80
4.	住宅・住環境	81
5.	公共施設	84
第3節	自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります	
1.	土地利用	86
2.	景観	87
第4節	産業を振興し、活力あるまちをつくります	
1.	商工業	89
2.	都市農業	92
3.	水産業	95
第4章	人と自然が共生するまち	97
第1節	自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります	
1.	自然環境	99
2.	公園・緑地	101
3.	河川・水辺	105
第2節	環境への負荷の少ないまちをつくります	
1.	地球環境	107
2.	生活環境	109
第3節	廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります	
1.	資源循環型社会	111
第5章	市民と行政がともに築くまち	115
第1節	市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります	
1.	協働・市民参加	117
2.	情報の発信・提供	118
第2節	まちづくりのための新しいコミュニティをつくります	
1.	地域コミュニティ・市民活動	121
第3節	分権時代にふさわしい行財政運営を推進します	
1.	政策展開	123
2.	行政体制	126
3.	窓口・相談機能	127
4.	財政運営	128
5.	広域行政	130
第4節	情報通信技術を市民生活の向上に活かします	
1.	情報化	131
■第3編	第一次実施計画の進め方	137
第1章	実施計画の進捗管理について	137
第2章	実施計画の評価について	137
■資料		
資料1	施策体系一覧	141